

「君が代」斉唱時に起立を求める職務命令を合憲と判断した 最高裁第3小法廷2011年6月21日判決に抗議し、処分の撤回を求める

- 1 本年6月21日、最高裁第三小法廷（田原睦夫裁判長）は、広島県立学校の教職員らが、校長の職務命令に違反して、卒業式又は入学式の国歌斉唱時に起立しなかったため戒告処分とされた事件について、当該職務命令は憲法19条に違反しないとして、教職員らの上告を棄却する不当判決を言い渡した。先に出された3つの最高裁判決（5月30日第二小法廷、6月6日第一小法廷、6月14日第三小法廷）に引き続き、最高裁が、教職員に君が代斉唱時の起立を強制する職務命令を安易に合憲と判断したことに、私たちは強く抗議する。
- 2 本判決の多数意見は、起立斉唱行為が国旗・国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であること、個人の思想良心の自由についての間接的な制約となることを認めながらも、本件職務命令は、卒業式における「慣例上の儀礼的な所作」として起立斉唱を求めるものに過ぎないとし、公務員の地位の性質や職務の公共性を踏まえた上で、教育上の行事にふさわしい秩序の確保と式典の円滑な進行を図るものであり、制約を許容し得る程度の「必要性・合理性」が認められるとして、本件職務命令が憲法19条に違反しない、と判断した。これは先に出された3つの最高裁判決の多数意見と変わるところはない。
- 3 6月6日第一小法廷の宮川裁判官反対意見では、本件と同様の職務命令について、上告人らが起立斉唱しないという行動は、上告人らの思想良心の核心の表出であるか、少なくともこれと密接に関連しているとした。そして、このような精神自由権に関わる問題を多数者の視点のみから考えることは相当ではなく、これを多数者にとって一般的ではないからとして過小評価することは相当でないとした。そして本件職務命令の合憲性の判断に関しては、いわゆる「厳格な基準」によって審査する必要があるとした。また、本件と同様の職務命令発出の根拠となっている通達について、式典の円滑な進行を図るという価値中立的な意図で発せられたものではなく、教職員の歴史観や教育者としての信念に対する否定的評価を背景に、不利益処分をもってその歴史観等に反する行為を強制しようとするところにあると明確に認めている。

当該反対意見は、思想良心の自由が、それが公権力により侵害されてきた歴史を踏まえて、少数者にも絶対的に保障されるべきものであり、それが外部に表現され他の人権との関係で制約される場合でも制約が許されるか否かはいわゆる厳格な基準で審査されるべきものであるという憲法学の一般的な考え方に沿う。また、本件の教職員に対する日の丸・君が代の強制が、単に「生徒等への配慮」や「教育上の行事にふさわしい秩序を確保して式典の円滑な進行を図る」ためではなく政治的意図があると判断したことは、国旗国歌法の成立過程や学習指導要領の改訂の歴史を正確にとらえたものである。

多数意見は、宮川反対意見のような視点を持たず、思想良心の自由の優越的地位を軽視し、本件職務命令が発出された背景を見ていない点で、全く評価できない。

- 4 自由法曹団は、憲法の番人であり、少数者の人権の最後の砦である最高裁が、行政による教職員への国旗・国歌の強制を事実上追認する判断を示したことを強く批判するとともに、あらためて、広島県教育委員会が卒業式・入学式において教職員に君が代の起立斉唱を行わせるための「強制」をやめ、職務命令違反の処分を撤回するよう強く求めるものである。

2011年6月30日

自由法曹団
団長 菊池 紘
自由法曹団広島支部
支部長 佐々木 猛也